

(委員の任期)

第 17 条 各専門委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招集)

第 18 条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

(所管事項)

第 19 条 各専門委員会の所管事項は、会長が別に定める。

2 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事業を実施する。

(委員長の権限)

第 20 条 各委員会の委員長は、次の権限を有する。

- (1) 委員を選定し、委嘱すること。
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2 各専門委員会の委員長は、前項第3項の決定を行ったときは場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第 21 条 各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な進行を図らなければならない。

第6章 事務局

(総則)

第 22 条 本協会に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき、別に定める。

(業務)

第 23 条 事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文章の受信、発信に関する事務
- (2) 常務理事会及び理事会の資料作成、準備に関する事務
- (3) 議事録の作成に関する事務
- (4) 各関係機関への提出書類作成に関する事務
- (5) 経理に関する事務
- (6) 登録に関する事務
- (7) 広報に関する事務
- (8) 事業に関する事務
- (9) その他本協会の活動に関する事務

(内規)

第24条 事務局に関する内規は別に定める。

第7章 表彰

(目的)

第25条 本協会は、愛媛県バスケットボールの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(表彰事由)

第26条 本協会は、次のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著に貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) 加盟チームが全国大会において2位以上の成績をおさめたとき
- (5) 選手が日本代表あるいは日本代表候補に選出されたとき

(表彰の方法)

第27条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品等を加授することができる。

(表彰式)

第28条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

第8章 懲罰

(懲罰)

第29条 懲罰に関する事項は、公益財団法人日本バスケットボール協会基本規程に準ずる。

(改正)

第30条 本規程の改正は、理事会及び総会の決議を得て、これを行う。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会専門委員会設置規程の一部を改正する規程
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委員会)</p> <p>第2条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p><u>(2) 規律委員会</u></p> <p><u>(3) 競技会委員会</u></p> <p><u>(4) 審判委員会</u></p> <p><u>(5) ユース育成委員会</u></p> <p><u>(6) 指導者養成委員会</u></p> <p><u>(7) 強化委員会</u></p> <p>(8) 障がい者スポーツ委員会</p> <p>(委員会の業務)</p> <p>第5条 各専門委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p><u>ア 協会の運営に関すること</u></p> <p><u>イ 総会・常務理事会・理事会の開催に関すること</u></p> <p><u>ウ 各委員会との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>エ 各競技団体及び地区協会等との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>オ 予算及び決算に関すること</u></p> <p><u>カ 予算執行に関すること</u></p> <p><u>キ 広報活動イベント及び各種大会の情報発信に関すること</u></p> <p><u>ク ホームページの管理・運営に関すること</u></p> <p><u>ケ 広告料・協賛金等の獲得に関すること</u></p> <p><u>コ その他、他の専門委員会に属さない事項に関すること</u></p> <p>(2) 規律委員会</p> <p><u>ア 役員及び競技者の倫理に関すること</u></p> <p><u>イ 役員及び競技者の懲罰に関すること</u></p> <p><u>ウ フェアプレーの普及・啓発に関すること</u></p> <p>(3) 競技会委員会</p> <p><u>ア 大会の年間スケジュールの立案及び調整に関すること</u></p> <p><u>イ 大会会場の確保及び運営に関すること</u></p> <p><u>ウ 大会要項の作成に関すること</u></p> <p><u>エ 大会の組合せ及び抽選に関すること</u></p> <p><u>オ 大会の競技進行に関すること</u></p> <p><u>カ 大会の記録整理及び保管に関すること</u></p>	<p>(委員会)</p> <p>第2条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p><u>(2) 競技委員会</u></p> <p><u>(3) 審判委員会</u></p> <p><u>(4) 強化委員会</u></p> <p><u>(5) 普及委員会</u></p> <p><u>(6) 広報委員会</u></p> <p><u>(7) 国体委員会</u></p> <p>(8) 障がい者スポーツ委員会</p> <p>(委員会の業務)</p> <p>第5条 各専門委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p><u>ア 各委員会との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>イ 各競技団体及び地区協会等との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>ウ 予算及び決算に関すること</u></p> <p><u>エ 予算執行に関すること</u></p> <p><u>オ 大会の運営の総括に関すること</u></p> <p><u>カ その他、他の専門委員会に属さない事項に関すること</u></p> <p>(2) 競技委員会</p> <p><u>ア 大会の年間スケジュールの立案及び調整に関すること</u></p> <p><u>イ 大会会場の確保及び運営に関すること</u></p> <p><u>ウ 大会要項の作成に関すること</u></p> <p><u>エ 大会の組合せ及び抽選に関すること</u></p> <p><u>オ 大会の競技進行に関すること</u></p> <p><u>カ 大会の記録整理及び保管に関すること</u></p> <p>(3) 審判委員会</p> <p><u>ア 大会の審判に関すること</u></p> <p><u>イ 審判員の養成に関すること</u></p> <p><u>ウ 審判講習会及び研修会の企画及び運営に関すること</u></p> <p><u>エ 中央審判講習会及び大会に派遣する審判員の決定に関すること</u></p> <p><u>オ 大会のテーブルオフィシャルに関すること</u></p> <p><u>カ テーブルオフィシャルの養成に関すること</u></p> <p><u>キ 審判員の審査、認定に関すること</u></p>

(4) 審判委員会

- ア 大会の審判に関する事
- イ 審判員の養成に関する事
- ウ 審判講習会及び研修会の企画及び運営に関する事
- エ 大会のテーブルオフィシャルに関する事
- オ テーブルオフィシャルの養成に関する事
- カ 審判員の審査、認定に関する事

(5) ユース育成委員会

- ア ユース育成環境の整備・充実にする事
- イ ユース育成に係る競技会等の開催に関する事
- ウ 育成センターに関する事

(6) 指導者養成委員会

- ア 指導者の養成に関する事
- イ コーチ養成講習会の開催に関する事
- ウ コーチライセンス制度に関する事

(7) 強化委員会

- ア 技術及び競技力向上に関する事
- イ 代表チーム及び選抜チームの編成及び強化に関する事
- ウ スポーツ医事の執行及び競技者の健康管理に関する事
- エ 技術講習会の企画及び運営に関する事

(8) 障がい者スポーツ委員会

- ア 障がい者バスケットボール関係機関及び団体との連携・協力に関する事
- イ 障がい者バスケットボールの普及と競技力の向上に関する事
- ウ 障がい者バスケットボールの普及・強化等に係る競技会等の開催に関する事

(4) 強化委員会

- ア 技術及び競技力向上に関する事
- イ 代表チーム及び選抜チームの編成及び強化に関する事
- ウ 指導者育成に関する事
- エ スポーツ医事の執行及び競技者の健康管理に関する事
- オ 技術講習会の企画及び運営に関する事

(5) 普及委員会

- ア 競技の普及に関する事
- イ 登録の推進に関する事
- ウ Bリーグ及びWJBL又は国際ゲーム等のイベントの企画及び調整に関する事

(6) 広報委員会

- ア 広報活動イベント及び各種大会の情報発信に関する事
- イ ホームページの管理・運営並びに大会結果の発信に関する事
- ウ 大会の報道に関する事
- エ 報道機関との連絡調整に関する事

(7) 国体委員会

- ア 国民体育大会バスケットボール競技の開催準備に関する事
- イ 国民体育大会バスケットボール競技の実施運営に関する事
- ウ その他国民体育大会バスケットボール競技を開催するために必要な事項に関する事

(8) 障がい者スポーツ委員会

- ア 障がい者バスケットボール関係機関及び団体との連携・協力に関する事
- イ 障がい者バスケットボールの普及と競技力の向上に関する事

(一社) 愛媛県バスケットボール協会専門委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会定款（以下「定款」という。）第39条に基づき、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会（以下「協会」という）の業務を円滑に処理するため、専門委員会の設置等必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 協会に、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) ユース育成委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) 強化委員会
- (8) 障がい者スポーツ委員会

2 専務理事は、理事会の同意を得て、特別委員会を設置することができる。

3 専務理事が理事会を招集する暇がないと認めた場合、常務理事会において決議できる。ただしその場合、専務理事は次の理事会にその事項を報告し、承認を求めなければならない。

(構成)

第3条 専門委員会は常務理事、理事及びその他委員をもって構成する。

2 専門委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 若干名

3 委員長は理事会の推薦を受け、専務理事が指名する

4 副委員長は委員長が推薦し、専務理事が指名する。

(委員会役員の職務)

第4条 委員長は、専門委員会を代表し、その業務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が定めた順序によりその職務を代理する。

(委員会の業務)

第5条 各専門委員会の業務は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

ア 協会の運営に関すること

イ 総会・常務理事会・理事会の開催に関すること

ウ 各委員会との連絡調整に関すること

エ 各競技団体及び地区協会等との連絡調整に関すること

オ 予算及び決算に関すること

- カ 予算執行に関する事
- キ 広報活動イベント及び各種大会の情報発信に関する事
- ク ホームページの管理・運営に関する事
- ケ 広告料・協賛金等の獲得に関する事
- コ その他、他の専門委員会に属さない事項に関する事
- (2) 規律委員会
 - ア 役員及び競技者の倫理に関する事
 - イ 役員及び競技者の懲罰に関する事
 - ウ フェアプレーの普及・啓発に関する事
- (3) 競技会委員会
 - ア 大会の年間スケジュールの立案及び調整に関する事
 - イ 大会会場の確保及び運営に関する事
 - ウ 大会要項の作成に関する事
 - エ 大会の組合せ及び抽選に関する事
 - オ 大会の競技進行に関する事
 - カ 大会の記録整理及び保管に関する事
- (4) 審判委員会
 - ア 大会の審判に関する事
 - イ 審判員の養成に関する事
 - ウ 審判講習会及び研修会の企画及び運営に関する事
 - エ 大会のテーブルオフィシャルに関する事
 - オ テーブルオフィシャルの養成に関する事
 - カ 審判員の審査、認定に関する事
- (5) ユース育成委員会
 - ア ユース育成環境の整備・充実に
 - イ ユース育成に係る競技会等の開催に関する事
 - ウ 育成センターに関する事
- (6) 指導者養成委員会
 - ア 指導者の養成に関する事
 - イ コーチ養成講習会の開催に関する事
 - ウ コーチライセンス制度に関する事
- (7) 強化委員会
 - ア 技術及び競技力向上に関する事
 - イ 代表チーム及び選抜チームの編成及び強化に関する事
 - ウ スポーツ医事の執行及び競技者の健康管理に関する事
 - エ 技術講習会の企画及び運営に関する事
- (8) 障がい者スポーツ委員会
 - ア 障がい者バスケットボール関係機関及び団体との連携・協力に関する事
 - イ 障がい者バスケットボールの普及と競技力の向上に関する事

ウ 障がい者バスケットボールの普及・強化等に係る競技会等の開催に関すること

(委任)

第6条 この規程に定める各委員会の業務について変更等がある場合には、理事会の承認を得て専務理事が別に定める。

2 各委員会の業務執行の細目については、理事会の同意を得て各委員長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会旅費規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第44条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）及び事務局職員が業務のため、国内出張を命ぜられた場合の旅費並びに役員及び講習会講師の日当の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(適用範囲)</u></p> <p><u>第2条 本規程は、原則的に役員、事務局職員及び講習会講師に適用する。ただし、役員、事務局職員及び講習会講師以外の者であっても役員の承認を得ている場合は、本規程を適用することができる。</u></p> <p><u>(出張経路)</u></p> <p><u>第3条 本規程の出張の経路は、最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務都合、天災など特別の理由がある場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p><u>第4条 本規程の旅費の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 交通費</u></p> <p><u>(2) 宿泊料</u></p> <p><u>(3) 日当</u></p> <p><u>(交通費等の額)</u></p> <p><u>第5条 前条に定める交通費、宿泊料及び日当の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(旅費の前渡し)</u></p> <p><u>第6条 専務理事が必要と認めるときは、旅費の概算額を前渡しすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により旅費の概算額の前渡しを受けたものは、帰着後速やかに精算しなければならない。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第7条 審判委員会及び強化委員会における派遣に要する旅費については、この規程の範囲内において補助することができるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

(一社) 愛媛県バスケットボール協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第44条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）及び事務局職員が業務のため、国内出張を命ぜられた場合の旅費並びに役員及び講習会講師の日当の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、原則的に役員、事務局職員及び講習会講師に適用する。ただし、役員、事務局職員及び講習会講師以外の者であっても役員の承認を得ている場合は、本規程を適用することができる。

(出張経路)

第3条 本規程の出張の経路は、最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務都合、天災など特別の理由がある場合はこの限りでない。

(旅費の種類)

第4条 本規程の旅費の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 日当

(交通費等の額)

第5条 前条に定める交通費、宿泊料及び日当の額は、別表のとおりとする。

(旅費の前渡し)

第6条 専務理事が必要と認めるときは、旅費の概算額を前渡しすることができる。

- 2 前項の規定により旅費の概算額の前渡しを受けたものは、帰着後速やかに精算しなければならない。

(補則)

第7条 審判委員会及び強化委員会における派遣に要する旅費については、この規程の範囲内において補助することができるものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

別表

(1) 県内自家用車等を利用した往復交通費補助対象額

区域区分 (県内県外共通)

四国中央	四国中央市
新居浜	新居浜市、西条市
今 治	今治市、上島町
松 山	松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町
久万高原町	久万高原町、内子町
大 洲	大洲市、内子町
八幡浜	八幡浜市、西予市、伊方町
宇和島	宇和島市、鬼北町、松野町
愛 南	愛南町

区域区分	四国中央	新居浜	今 治	松 山	久万高原	大 洲	八幡浜	宇和島	愛南町
四国中央		1,000	2,500	3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,500
新居浜	1,000		1,500	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,500
今 治	2,500	1,500		1,500	2,500	3,500	4,000	5,000	7,000
松 山	3,500	2,000	1,500		1,000	2,000	2,500	3,500	5,000
久万高原町	4,000	3,000	2,500	1,000		2,000	2,500	3,500	5,000
大 洲	5,000	4,000	3,500	2,000	2,000		500	1,500	3,000
八幡浜	6,000	5,000	4,000	2,500	2,500	500		1,500	3,000
宇和島	7,000	6,000	5,000	3,500	3,500	1,500	1,500		1,500
愛 南	8,500	7,500	7,000	5,000	5,000	3,000	3,000	1,500	

- ※ 乗り合わせの場合は、運転者（所有者）のみを補助対象とする。
- ※ 運転者（所有者）の現住所が出發地・歸着地とする。
- ※ 有料道路使用料も補助対象とする。（E T C利用証明書提出）

(2) 四国内自家用車等を利用した往復交通費補助対象額

区域区分	四国中央	新居浜	今 治	松 山	久万高原	大 洲	八幡浜	宇和島	愛南町
香 川	2,500	4,000	5,500	6,000	7,000	7,500	8,500	9,000	11,000
徳 島	4,000	5,000	7,000	7,500	8,500	9,000	9,500	10,500	12,500
高 知	2,500	3,500	5,500	6,000	3,000	5,000	5,500	5,000	6,000

- ※ 乗り合わせの場合は、運転者（所有者）のみを補助対象とする。
- ※ 運転者（所有者）の現住所が出發地・歸着地とする。
- ※ 有料道路使用料も補助対象とする。（E T C利用証明書提出）

(3) 公共交通機関を利用した往復交通費補助対象額

旅行会社または交通機関が発行する領収書提出による全額実費支給
(※出来る限りパック料金、早割料金等を利用し、経費削減に努める)

(4) 宿泊料 基準

旅行会社または宿泊施設、大会関連団体が発行する領収書提出による実費支給
県内7,000円、県外9,500円を上限とする。
(※出来る限りパック料金、早割料金等を利用し、経費削減に努める)

(5) 大会役員・会議・講習会講師等日当 基準

大会役員・会議・講習会運営補助	半日（1時間以上）	一律1,000円
大会役員・会議・講習会運営補助	1日（3時間半以上）	一律2,000円
県内講習会メイン講師（運営企画等も含む）	半日（1時間以上）	一律2,000円
県内講習会メイン講師（運営企画等も含む）	1日（3時間半以上）	一律3,000円
県外講師招聘	1日（3時間半以上）	10,000円

(一社) 愛媛県バスケットボール協会倫理規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(<u>規律委員会</u>の設置)</p> <p>第6条 本規程適用のため、本協会に<u>規律委員会</u>を設置する。</p> <p>2 <u>規律委員会</u>の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。</p> <p>3 <u>規律委員会</u>は、次の者をもって組織し、委員長1人、副委員長1人を置く。</p> <p>(1) <u>専務理事</u> 1人</p> <p>(2) <u>常務理事</u> 2人</p> <p>(3) <u>理事</u> 2人</p>	<p>(<u>倫理委員会</u>の設置)</p> <p>第6条 本規程適用のため、本協会に<u>倫理委員会</u>を設置する。</p> <p>2 <u>倫理委員会</u>の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。</p> <p>3 <u>倫理委員会</u>は、次の者をもって組織し、委員長1人、副委員長1人を置く。</p> <p>(1) <u>副会長</u> 1人</p> <p>(2) <u>常務理事</u> 2人</p> <p>(3) <u>学識経験者</u> 2人</p>

(一社) 愛媛県バスケットボール協会倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）の役員並びに本協会に加盟するチームのコーチ・選手・チーム関係者及び公認審判員（以下、「競技関係者」という。）の倫理に関する基本的な事項を定め、これを推進することにより、バスケットボール競技の健全な育成発展を図るとともに、本協会の社会的な信用及び信頼を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 本協会の役員及び競技関係者は、法令、社会通念、条理及び本協会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、自他共栄、フェアプレーの精神に基づき、公正かつ誠実に運営し、バスケットボール競技の健全な普及、発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第3条 本協会の役員及び競技関係者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）
- (2) いじめ及び差別行為
- (3) セクシャルハラスメント
- (4) 指導的立場を利用した不適切な行為
- (5) ドーピング及び薬物使用
- (6) 大会運営及び施設利用時の不適切な行為
- (7) 経理処理・金銭等に関する不適切な処理
- (8) その他スポーツマンとしての品位、名誉に欠ける行為

(懲罰)

第4条 一般社団法人愛媛県バスケットボール協会基本規程第29条の規定に基づき、懲罰に関する事項は、公益財団法人日本バスケットボール協会基本規程に準ずるものとする。

(損害の賠償)

第5条 本協会は、第3条に従って懲罰の対象となった者に、その行為による損害賠償を査定し、全額もしくは一部を弁償させる場合がある。

(規律委員会の設置)

第6条 本規程適用のため、本協会に規律委員会を設置する。

- 2 規律委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。
- 3 規律委員会は、次の者をもって組織し、委員長1人、副委員長1人を置く。
 - (1) 専務理事 1人
 - (2) 常務理事 2人
 - (3) 理事 2人

(懲罰の決定)

第7条 懲罰の決定は、本協会の理事会が行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を得て、これを行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

この規程は、平成29年1月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）に加盟し、愛媛県におけるバスケットボール競技界を統括し、愛媛県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて県民の心身の健全な発達に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボール指導者及び審判員の育成と養成
- (4) バスケットボールに関する大会及び競技会の開催
- (5) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (6) チームおよび競技者の登録に関すること
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(加盟義務)

第5条 この法人は、愛媛県を代表とする唯一の団体として、JBA および四国バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第6条 この法人は、JBA の定款、基本規程およびこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBAASIA、CAS および JSAA の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会等に関する規定に基づき入会手続きを行い、その承認を受けなければならない。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

(経費の負担)

第9条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第10条 会員は、理事会が定める入会等に関する規定に基づき退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、この法人は、当該会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合における第19条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上30名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち1名以上3名以内を副会長とし、副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち1名を専務理事、2名以内を副専務理事、10名以内を常務理事とし、専務理事、副専務理事、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数の同意により、正会員以外の者から選任することができる。

3 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

4 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 ほかの同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 副専務理事、常務理事は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、その地位にふさわしくない行為があったときは、総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を総会の議決を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに会議の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号については、定時総会に報告し、第3号及び第4号までの書類については定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款については主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

第37条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 顧問及び参与

第38条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 専門委員会及び事務局

(専門委員会及び事務局の設置)

第39条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。
- 3 この法人の事務遂行のために、事務局を置く。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 附 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 徳永 繁樹

愛媛県今治市天保山町3-1-3

石田 素

愛媛県松山市鷹子町4-2-1

(設立時社員)

第47条 設立時社員の氏名及び住所

徳永 繁樹

愛媛県今治市天保山町3-1-3

石田 素

愛媛県松山市鷹子町4-2-1

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。